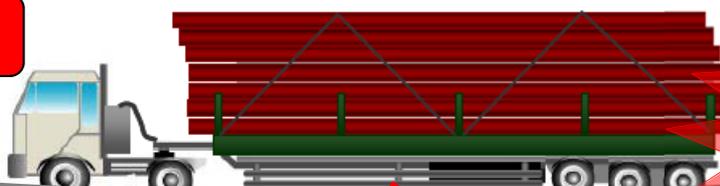


特殊車両は通行許可が必要です

1. 違反大型車両が道路構造物・道路交通に与える影響

- 道路構造物は、一定の重量に耐えられるように設計施工されています。
- 積載超過などにより、設計重量を超えた違反大型車両の走行は、道路構造物の劣化を早めるだけでなく、騒音や振動の増加など環境悪化にもつながります。
- また、違反大型車両の交通事故は、通行止めが長時間にわたることが多く、他の道路利用者等に多大な損失を与えるなど社会的影響が大きくなります。

道路構造物に与える影響



違反大型車両により
構造物の劣化が進行



舗装の轍

舗装のひび割れ



床版のクラック



橋梁の損傷(鋼材破断)

事故による社会的影響

H23.5.30 静岡市内国道1号トンネルで、トレーラ単独事故が発生。
運転手は幸い軽傷であったが、道路施設に大きな損傷を与えたばかりでなく、**約9時間に渡る通行止めが発生し**、通行車両・周辺道路に対し大きな影響を与えた。



大型車両を運行する運転手、事業者、荷主におかれましては、下記が必要です。

- 大型トレーラ等の特殊車両を運行する際は、道路管理者の許可を得る。
 - 通行許可の申請内容及び許可条件(積載重量、積載貨物、許可ルート、通行時間帯、徐行・誘導車等)を遵守する。
- これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。

違反者の名称や違反内容の公表を開始します

- H25. 3より**、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、**その違反者の名称や違反内容等を公表します。**

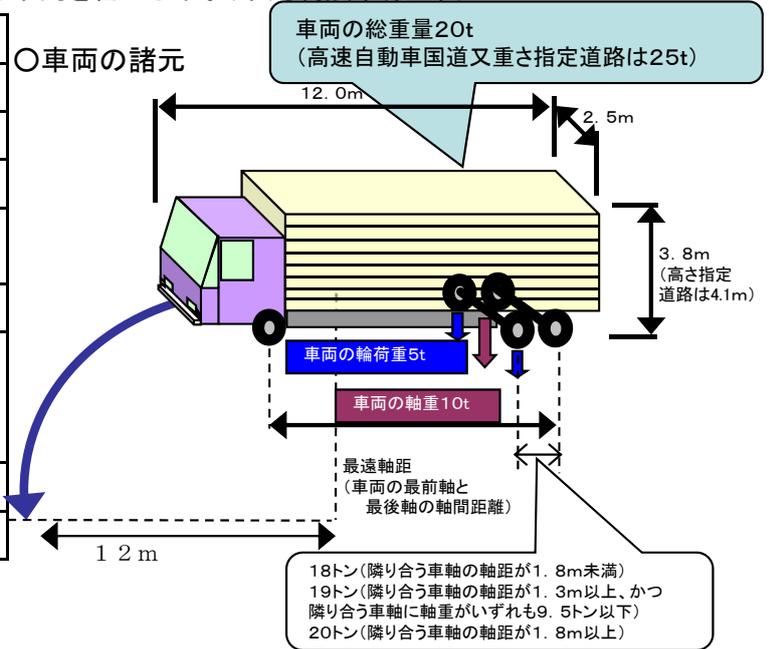
2. 道路法に基づく車両制限 (特殊車両の通行許可の必要のない車両)

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます(道路法第47条1項、車両制限令第3条)。この値以下の車両は特殊車両の通行許可は必要ありません。ただし、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える場合は除きます。

※ ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含みます。(車両制限令第2条)

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5m
長さ		12.0m
高さ		3.8m(ただし、高さ指定道路は4.1m)
重さ	総重量※	20.0トン (ただし、高速自動車国道、重さ指定道路は軸重、長さに応じ最大25.0トン)
	軸重	10.0トン
	隣接軸距	○隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8m以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0m

※セミトレーラ連結車とフルトレーラ連結車の特例あり
詳細は http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000009.html



3. 特殊車両に該当する車両

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。(道路法第47条の2)

(1) 車両の構造が特殊である車両

○バン型等のトレーラ連結車

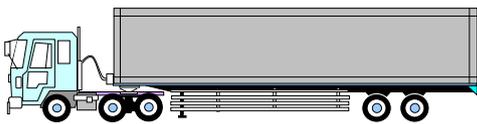
トレーラ連結車の特例5車種(バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用)のほか、あおり型、スタンション型、船底型の追加3車種をいいます。分割可能な貨物においても、車両と貨物を含めた重量・寸法が右記の範囲であれば審査のうえ許可は可能。

車両の重量・寸法の限度

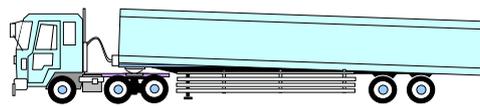
重量	総重量	44t以下
	軸重	10t以下
寸法 (貨物を含む)	幅	2.5m以下(貨物は車両の幅以下)
	高さ	3.8m(高さ指定道路は4.1m)
	長さ	セミトレーラ連結車 17m フルトレーラ連結車 19m

■特例5車種(車両の構造が特殊)

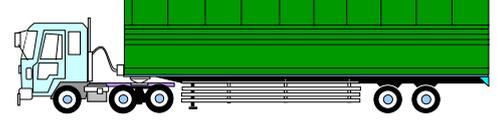
①バン型セミトレーラ



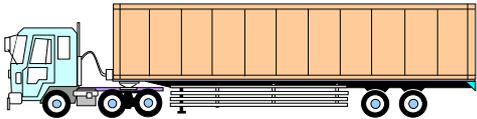
②タンク型セミトレーラ



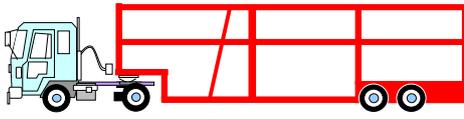
③幌枠型セミトレーラ



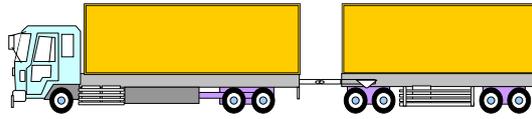
④コンテナ用セミトレーラ



⑤自動車運搬用セミトレーラ



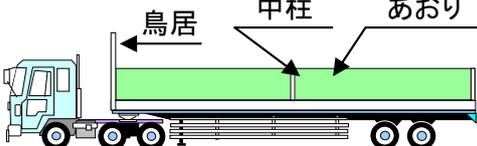
⑥フルトレーラ



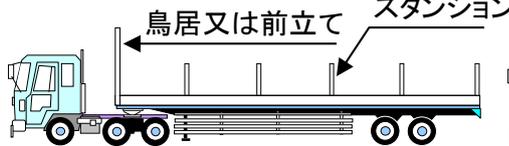
■追加3車種(車両の構造が特殊)

貨物の落下を防止するために十分な強度のあおりなどや固縛装置を有していなければいけません。

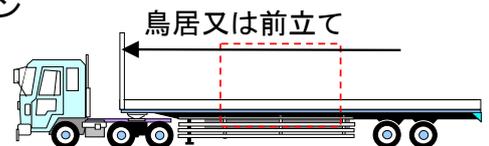
①あおり型セミトレーラ



②スタンション型セミトレーラ



③船底型セミトレーラ



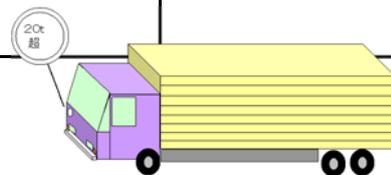
○新規格車

新規格車とは、高速自動車国道および重さ指定道路を自由に通行できる次に示す車両を言います。ただし、その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ許可申請が必要です。

車種	総重量の制限	総重量以外の制限	
単車及び連結車	○最遠軸距 5.5m以上 7.0m未満 ○最遠軸距 7.0m以上	総重量 22t(ただし車長9m未満の場合は除く) 総重量 25t(ただし車長11m未満の場合は22t、車長9m未満の場合は除く)	一般的制限値と同様
特例5車種	○最遠軸距 8.0m以上 9.0m未満 ○最遠軸距 9.0m以上 10.0m未満	24t<総重量≤25t 25.5t<総重量≤26t	

新規格車の特徴

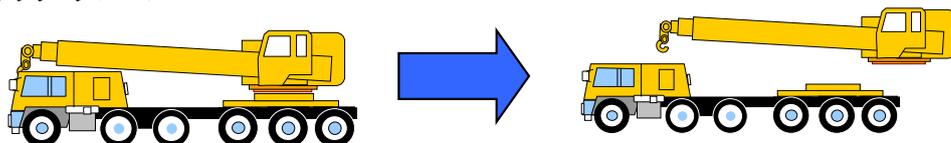
- ・積載する貨物は分割できるものでもかまいません。
- ・右図のワッペンを車両の前面に貼ることになっています。(道路運送車両の保安基準)



○トラッククレーン等自走建設機械

構造上やむを得なく車両制限令の一般的制限値を越える車両であり、走行時には一次分解が必要になる場合があります。

- 単車(車両の構造が特殊)
トラック・クレーン



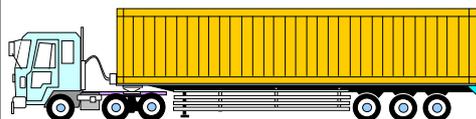
クレーン車検証に記載された重量で走行しなければなりません

※一次分解が必要になる場合があります

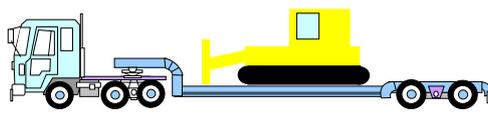
(2) 輸送する貨物が特殊な車両

分割不可能のため、一般的制限値のいずれかを越える建設機械、大型発電機、電車の車体、電柱などの貨物をいいます。

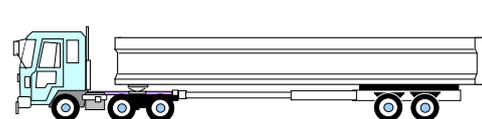
- 海上コンテナ用セミトレーラ
海上コンテナを運搬



- 重量物運搬用セミトレーラ
建設機械、大型発電機などを運搬



- ポールトレーラ
橋桁、電柱などを運搬



※海上コンテナ用セミトレーラ連結車とは

「輸出入貨物を積載するコンテナで、国内で積み替えを行わず、輸出入時の状態と同じ状態」で輸送されるものを運搬するセミトレーラで、「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査要領」に適合した車両

	積載重量	軸重
高速自動車国道・指定道路	フル積載(30.48t)可能 (軸数・コンテナサイズ・最遠軸距により異なる)	10t以下
設計荷重がTL-20荷重以上	最大24.0t (軸数・コンテナサイズ・最遠軸距により異なる)	(認証トラックは 駆動軸重のみ)
設計荷重がTL-20荷重以下	算定要領により算定しB条件まで許可可能	11.5t以下)

4. 指定道路

(1) 重さ指定道路

高速自動車国道または道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、総重量の一般的制限値を車両の長さおよび軸重に応じて最大25トンとする(新規格車の単車及び連結車における総重量の制限と同じ)道路のことです。(幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ)

《重さ指定道路を示す標識》

区間の標示※1	分岐の標示※2

(2) 高さ指定道路

高さ指定道路とは道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、高さの一般的制限値を4.1メートルとする道路のことです。

《高さ指定道路を示す標識》

	区間の標示※1	分岐の標示※2
設置一般道路のもの		
設置高速道路等のもの		

(3) 指定道路であることを示す標識

指定道路について、迂回が必要な区間など特に必要となる箇所には、以下の案内標識が設置されます。

ただし、指定道路は官報等による公示がされますので、指定道路であっても、標識を設置しない場合があります。

※1 区間の表示: 走行している道路が指定道路であることを示す標識

※2 分岐の表示: 分岐点等において指定道路の方向を示す標識

(4) 重さ指定道路・高さ指定道路の状況

以下のHPで、指定道路のガイドマップを掲載しています。

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000026.html

5. 通行許可申請

(1) 申請の方法

特殊な車両を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。(道路法第47条の2第1項) 申請書類の作成方法並びに提出方法は下のとおりです。

申請書提出方法		インターネットを利用し送信	窓口事務所に持参
申請書類作成方法			
パソコンで申請書類を作成する	インターネット版申請支援システム	①オンライン申請	②FD申請(インターネット版)
	CD-ROM版申請システム	—	②FD申請(CD-ROM版)
手書きで申請書類を作成する		—	③書面申請

●オンライン申請のメリット

インターネットを利用したオンライン申請では、原則として窓口へ出向く必要がなくなるなど、一定の条件では下記のメリットがあります。このため、オンライン申請にて申請されることをお勧めします。(国の出先機関のみ)

1. 個別審査がない場合は大幅に審査時間が短縮
2. 職場や自宅での申請が可能
3. 過去の申請情報の再利用が可能
4. パソコン画面上で通行経路の指定が可能
5. 事前に通行条件の確認が可能
6. 自動車検証の写しの添付が不要

(2) 申請書の提出先

- ① 出発地から目的地まで一つの道路管理者の道路のみを通行するときには、その管理者の窓口申請します。
- ② 国土交通省が管理する一般国道と都道府県が管理する主要地方道などのように申請経路が複数の道路管理者にまたがるときには、いずれかの管理者の窓口申請(一括申請)することができます。(ただし、政令市以外の市町村には申請できません)
- ③ 申請経路に係わりのない道路管理者に申請しても受理されません。新規格車の通行許可を一括申請する場合、申請経路(高速自動車国道、重さ指定道路を除く)のいずれもが申請先道路管理者の道路を含んでいなければなりません。

(3) 申請書の作成方法

申請には、次の書類が必要です。また、この他に窓口の道路管理者が必要とする書類を提出して頂くことがあります。なお、以下の申請書類(自動車検査証の写しを除く)については、インターネットを利用したオンライン申請システムで作成することができます。

書類名	作成部数(※1)	備考
・特殊車両通行許可申請書(以下添付書類)	1部	
・車両の諸元に関する説明書	2部	新規格車については不要
・通行経路表	2部	
・経路図	2部+申請車両数	新規格車についてのみ2部
・自動車検査証の写し(※2)	2部	
・車両内訳書(※3)	2部+申請車両数	

※1: オンライン申請の場合は、電子的に申請(送信)するので車両携行書類以外は出力する必要はありませんが、作成内容確認などのため、すべての申請書類を出力することをお勧めします。

※2: オンライン申請は、自動車検査証の写しの添付が不要です。(ただし、車両等によっては対象とならないものもあります。詳細は国の特車申請窓口にお問い合わせください。)

※3: 一括申請の場合に必要となります。

(4) 手数料

通行経路が2以上の道路管理者にまたがるときは、原則として申請書が受け付けられた時点で手数料が必要になります。この手数料は、関係する道路管理者への協議等の経費で、実費を勘案して決められています。その額は、国の機関の窓口では200円(1経路)、県の窓口では、条令によって多少異なる場合があります。(道路法第47条の2第3項、第4項)

6. 罰則規定

許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者などに対しては、**最高6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金**が定められています。この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。

- ① 車両の通行が禁止または制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者
- ② 道路管理者または道路監理員の通行の中止などの命令に違反した者
- ③ 車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者
- ④ 特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者
- ⑤ 車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者

申請に関しては下記に詳しく紹介されていますので、ご確認の上申請をお願いします。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html>

特殊車両通行許可に関するお問合せ先(中部地方整備局管内の国の機関)

静岡国道事務所 交通対策課 特殊車両係	054-250-8917	浜松河川国道事務所 道路管理第二課 特車担当	053-466-0146
名古屋国道事務所 交通対策課 特殊車両係	052-853-7338	三重河川国道事務所 道路管理第一課 特殊車両係	059-229-2265
北勢国道事務所 管理課管理係 特車担当	059-335-5588	紀勢国道事務所 管理第一課 占用係	0598-52-5366
多治見砂防国道事務所 道路管理課 占用係	0572-25-8027	飯田国道事務所 管理第一課 特車担当	0265-53-7239
岐阜国道事務所 交通対策課 特殊車両係	058-271-9835	高山国道事務所 管理第一課 管理係	0577-36-3823

※なお、国の管理する道路を通行しない場合は国の機関に申請することは出来ません。その場合申請・問い合わせは自治体にお問い合わせ下さい。